



スイスと欧州

4.1	貿易と直接投資.....	53
4.2	政治的・経済的協力.....	53
4.3	ユーロ.....	57

4

スイスは、文化的にも地理的にも、欧州の中心に位置します。スイスはEU加盟国ではありませんが、欧州の近隣諸国とは、経済的、政治的に緊密な関係にあります。揺るぎない二国間協定とダイナミックな欧州政策が、深い政治的協力関係と高度な経済的統合の基盤となっており、スイスの経済や金融センターだけでなく、EUにも恩恵をもたらしています。

4.1 貿易と直接投資

スイスと欧州各国は、経済的に緊密な関係にあります。EUは、スイスの輸出の56%、輸入の73%を占めており(2016年時点)、群を抜いて重要な貿易相手です。スイスは、2016年にEUの輸出先として第3位(全輸出の8.2%)につけているばかりか、EUの輸入元としても第3位(全輸入の7.1%)につけています。首位は米国、第2位は中国です。スイスの対EU直接投資の資本ストックは、2015年末の時点で5,450億スイスフランに達しています。これは、スイスの対外直接投資の総資本ストックの約50%にあたります。

農産物と食品を除き、スイスとEU加盟国は完全な自由貿易の関係にあります。EUおよびEFTA加盟国(スイスはアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーと共にEFTAに加盟)で生産・製造された物品は、数量割当も関税も適用されずに流通させることができます。

4.2 政治的・経済的協力

外国企業のスイス子会社を含め、多くのスイス企業にとって、欧州市場は非常に重要です。市場自由化のための様々な協定により、スイスはEU加盟国とほぼ同等に欧州共同市場にアクセスできるようになっています。これらの協定により、スイス企業はおよそ5億人の消費者を擁する市場を開拓しやすくなったのです。また、これらの協定がEUの新規加盟国に拡大されたことで、スイスは成長著しい東欧市場にも進出可能になりました。

スイスとEUの二国間協定は拡大されてきました。1972年の自由貿易協定と1999年の第1次二国間協定により、様々な市場参入障壁は撤廃されました。第1次二国間協定で調印された項目は、貿易面での技術的障壁の問題、公共調達、人の自由な移動、農業問題、研究、陸上輸送、航空輸送です。さらに広範囲に及ぶ2004年の第2次二国間協定には、経済面での追加の優遇措置、他の政治的分野での国境を越えた協力体制が盛り込まれています。以下では、いくつかの重要な協定とその意義について説明します。

www.europa.admin.ch

スイス連邦の対欧州政策的側面
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

4.2.1 人の自由な移動

スイス－EU間での移動の自由に関する合意(FZA)により、人の自由な移動に関する基本ルールが、スイス－EU間でも徐々に導入されてきました。FZAは、EUの新規加盟国にも適用されているため、長期間にわたる漸次的な国境移動のありかたが確立されています。スイスおよびEU加盟国の国民は、締約国の領域内において、就労と居住の場所を自由に選択する権利を有しています。移動に際しては、スイスの雇用者との間に有効な雇用契約書を交わしているか、自営業者であるか、あるいは非就労者の場合は十分な資産があることを証明でき、総合医療保険に加入していることが条件です。また、FZAでは、国境を越えた個人の就労活動を、暦年1年につき90日まで自由に行うことを認めています。そのため、最長90営業日まで受入国で就労することが可能です。人の自由な移動は、職業資格の相互承認および国民社会保険制度の整合化によって一層強化されています。スイス経済は、FZAのおかげでEU/EFTA圏で人材を採用することができるのです。これは、労働市場の効率を高め、より高い専門能力が備わった労働力を獲得することにつながります。人の自由な移動は、当然のことながら逆方向の移動にも適用されます。スイス国民もEU域内で自由に就労し、居住することができます。現在では、在外スイス人の約60%にあたる約46万人がEU諸国で暮らしています。

協定には移行期間が設定されます。移行期間中は、スイス国民の優先や賃金・雇用条件の事前調査などの許可制限が認められ、滞在許可の付与数も制限されます(最大値)。移行期間の終了後、通常時の状況を大きく超える移民流入が確認された場合には、協定の保護条項に基づき、滞在許可の数を一時的に制限することが許されています。移行協定では、労働市場の段階的な開放が保証されていますが、その一方で付随する賃金や社会福祉におけるダンピングに抗する措置も、講じられます。

- 2007年7月1日以来、キプロスとマルタを含む「当時」のEU加盟国(EU-17)の国民およびEFTA加盟国の国民は、域内移動の自由を享受しています。同様に、2011年5月1日より、8つのEU新規加盟国の国民にも域内移動の自由が認められ、2016年6月1日にはブルガリアとルーマニアがここに加わりました。就労しているブルガリア人とルーマニア人に関連して、連邦参事会は2017年5月10日にピストン条項を宣言しました。この決定により、2017年6月1日から2018年5月31日までの間、滞在許可Bの割り当てが再度導入されることになりました。この措置の対象となるのは、スイスで複数年にわたる労働契約ないし無期労働契約をもって特定ポストでの勤務を望む、あるいは自営業を営むブルガリア人とルーマニア人です。
- 2013年7月1日には、クロアチアが欧州連合(EU)に加盟しました。FZAは、クロアチアにも適用され、プロトコルIIIで対応が図られています。最初の移行期間では、労働市場に関する法的な制限と最大数に関して、特別な移行条件の決定がなされました。

EU/EFTA加盟国の国民の滞在や就業に関する詳細は、6.4.2をご参照ください。

www.swissemigration.ch

欧州における労働移動

言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

移民規制強化を求めるイニシアチブ(国民発議)に関する情報

2014年2月9日、スイスの有権者は、「移民規制強化を求めるイニシアチブ(国民発議)」を可決しました。改定された憲法の文言は連邦審議会と議会に対し、外国人受入の人数制限と割当制を柱とした新たな在留許可制度を3年以内に導入することを義務付けました。同時にFZAは、新たに対応をとることが必要になりました。

2016年6月に、イギリスのEU脱退に関する国民投票(レファレンダム)が可決されたことを受け、FZAの対応についてEUとの合意が不可能であるとされたため、議会は、2016年12月16日にFZAに適合するように、法的規定を組み替えることを決定しました。法律改正により、特に国内の労働力をより適切に活用することが目指されています。勤務先の申請義務により、スイスで職業安定所に登録している求職者の仲介が促進されることが見込まれます。さらに、社会福祉によって支援を受けている難民認定を受けた人々や、認定が見込まれる人々を、より適切に労働市場に統合することを目指しています。

2017年12月8日には、連邦参事会が、執行が必要であるとの声明を発表しました。この措置は2018年7月1日に発効します。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence > Free Movement of Persons Switzerland - EU/EFTA および www.eda.admin.ch/dea > Bilateral agreements > Overview > Bilateral agreements I (1999) > Free movement of persons

人の自由な移動に関する最新情報

4.2.2 シェンゲン協定

シェンゲン協定により、協定加盟国間の国境(シェンゲン域内の国境)での身元確認が撤廃され、旅行しやすくなりました。同時に、犯罪に対する司法、警察の国際連携も、幅広く強化されてきています。協定には安全保障措置として、シェンゲン域外との国境管理の厳格化、欧州捜査システム(SIS)などを通じた国境を越えた警察の連携強化、司法当局間の協力体制の効率化などが、含まれています。シェンゲンビザはスイスでも有効です。インド、中国、ロシア、その他ビザを要する国からの旅行者について、欧州旅行中にスイスに短期滞在する場合、スイスのビザを取得する必要がなくなりました。これを受け、休暇中の旅行先として、スイスの魅力は益々増えています。

4.2.3 貿易の技術的障壁撤廃

ほとんどの産業製品に関し、検査、証明、製品認可等の適合性評価が相互に承認されます。EU加盟国へ輸出する際の再証明は不要です。EUが公認するスイスの試験機関による製品検査で対応することができます。そのため、スイスとEUのそれぞれが要求する事項に基づいた二重検査は撤廃されています。EUとスイスの規制が異なり、2種類の適合証明書が今なお要求される分野でも、スイスの評価機関の2種類の証明書を発行することができます。これにより行政手続きが簡素化され、コストも下がり、輸出産業の競争力が強化されます。

4.2.4 研究

研究やイノベーションの分野でのスイスと欧州連合(EU)の間の協力体制には、長い歴史があります。スイスで研究活動に携わる人々は、1988年以降、EUの研究フレームワークプログラムに参加しており、スイスの第三国ないし連携パートナーとしての立場で活躍しています。最新のプログラム助成期間「ホライズン2020」では、スイスは、2016年末までに、部分的連携国として協働しています。スイスのプロジェクト参加への資金提供に対する国レベルの措置は、ホライズン2020の枠組みで実施されました。ただし、この時点で、スイスはホライズン2020に参加していませんでした。2017年初頭より、スイスはホライズン2020で完全な連携をとっています。

www.sbf.admin.ch > Research & Innovation > EU Framework Programmes for Research > Horizon 2020

ホライズン2020におけるスイスのステータスに関する最新情報
言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

こうした状況によって、スイスの研究支援体制が脅かされているわけではありません。スイス国立科学財団(SNF)の「テンポラリー・バックアップ・スキーム」は、欧州研究会議(ERC)の助成制度に代わる暫定的な助成措置を実施しています。連邦審議会は、スイスの研究者が、再びEUのフレームワークプログラムに参加できるようにすることを目指しています。

4.2.5 鉄道、道路、航空輸送

スイス-EU二国間協定には、道路と鉄道による旅客輸送と貨物輸送を相互に開放することが定められています。同時に、「汚染者負担」の原則に基づく課徴金が導入されました。EU域内の陸上輸送網への接続により、鉄道の競争力は高まっています。スイスの運輸会社にとっては、新市場への参入のチャンスが開かれています。スイスの航空会社は、相互主義に基づき、欧州の自由化された航空輸送市場にアクセスでき、欧州諸国の競合他社とほぼ同等の条件での運航が認められています。スイスの空港内、およびスイスから離発着する機内での免税販売は今後も実施されます。

4.2.6 公共調達

世界貿易機関(WTO)の公共調達(GPA)に関する多国間協定によると、特定依頼主による商品とサービスの創出並びに建設要請が特定の額(いわゆる限界価格)以上で実施される場合、国際的に公募を呼びかけることが義務付けられています。これにより、公的調達の枠組みでの透明性と競争を促進することが目指されています。GPAに基づき、WTOルール適用範囲は拡大されました。現在は、市町村による調達、鉄道輸送、ガス・水道部門における官民発注者による調達、飲用水や電力供給、都市交通、空港、河川・海上運送などの分野で当局から認められた特権や、独占権に基づき営業している民間企業による調達にも適用されます。

また、競争の存在が証明できる場合、当該部門において、調達または契約の適用範囲から除外することができることになっています。この規定に従い、遠距離通信部門は2002年に適用範囲から除外されました。

発注のルールは次の3つの原則に従います。

- 全供給者を等しく扱うこと(無差別)
- プロセスの透明性
- 入札および発注過程における決定に対して不服を申し立てる権利(閾値を上回るものが対象)。

公共部門とその関連会社は、WTOの規則に則り、一定の閾値を超える調達や注文に対して入札を行う義務があります。原則として、提供される品物またはサービスの価値が同程度である限りは、最低価格あるいはベストバリューを提示した業者が選ばれます。ただし、選考にあたっては納期やサービスの質、または環境適合性なども考慮されます。顧客側は、地域やセクター全体での賃金水準や、労働条件の遵守を条件づけることもできます。連邦および州による公開入札案件は、電子情報システムにおいて提供されます。EUとスイスの公的支出の大きさを考えると、このように調達市場の開放が進むことにより、輸出産業(機械製造など)やサービス部門(設計事務所・建築事務所など)にとって、事業拡大の機会が生まれます。更に、供給者間の競争が進むことで低価格化を促進し、発注者である公共機関にとっても経費節減につながります。

www.europa.admin.ch > Bilateral agreements > Agreements and implementation > Texts of the agreements > Public procurement markets

スイスの公共調達

言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.simap.ch

公的な委託発注機関と提供事業者の間の情報交換プラットフォーム

言語: ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

4.2.7 農産物の貿易

農産加工製品に関する協定では、食品産業の製品(チョコレート、クッキー、パスタなど)の貿易について定めています。EUは、スイスとの貿易に対して輸出入関税を課していません。スイスも、これに応じて輸出入関税を引き下げています。砂糖および砂糖以外の農業政策上重要な原材料を含まない製品には、自由貿易が適用されます。技術的な規定の簡略化は消費者の利益となり、高品質農産物の輸出の機会を増大させます。現在、農産物・食品市場の完全開放を目指す農産物・食品分野の包括協定について、交渉が進められています。この協定が締結されれば、貿易に対する関税障壁(関税、輸入割当など)および非関税障壁(各種製品規制や輸入要件など)は、撤廃されます。市場開放により、農業は、大きな課題に直面します。新たな市場機会を最大限に活用し、新しい市場環境の中で影響を受ける企業が支援を受けられるよう、自由貿易を段階的に導入し、付随措置を講じることが必要です。

4.2.8 利子所得課税

EUとの貯蓄課税協定のもと、スイスは、個人に対する国境を越えた利子の支払いに関し、EUの制度を支持しています。スイスの銀行は、EUの定める35%課税の対象者がスイス国内で利子を得た場合、その利子収入に対して、税の留保措置(スイスの源泉税に相当)を適用します。税の留保措置により、スイスへの移動を通して、EUの利子課税システムから逃れることはできません。同時に、スイスの法規と銀行秘密が保証されます。スイスに本社がある系列会社ならびにEU加盟国にある子会社は、配当金、利子、ライセンス料について源泉税を支払う必要はありません。このことは、ビジネス拠点としてのスイスの魅力を高めています。

2015年5月、スイスとEUは、税金に関する自動情報交換制度の導入に合意しました。新たな世界標準により、利子課税協定は、2017/2018年以降失効となります。

www.efd.admin.ch > Topics > Taxes > International taxation > Taxation of savings agreement with the EU

貯蓄課税に関する最新情報

言語:ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

4.3 ユーロ

スイスの公式通貨はスイスフランですが、ほぼすべてのホテルや商店でユーロでの支払いが可能です。スイスの銀行では、ユーロ建て口座を開設することができ、ほとんどのATMでユーロを現金で引き出すことができます。スイスの金融センターでは、すべての銀行取引をユーロで行えるようになっています。公衆電話でも、ユーロを使用することができます。スイスは欧州経済通貨同盟の中心に位置し、EUが最大の貿易相手であることから、ユーロは極めて重要な通貨です。このことは、観光業と輸出入に関わる企業に特に当てはまります。